

競技用具の種別について

◎ 競技用具の種別について

1 競技用備品及び消耗品とは

競技用備品及び消耗品とは、競技を実施するために直接必要な用具をいう。ただし、施設に付帯するものを除く。

- (1) 選手が試合で直接使用する備品及び消耗品。(競技者用)
- (2) 競技で判定に直接必要な備品及び消耗品。(審判用)
- (3) 試合進行に直接必要な備品及び消耗品。

【競技用備品及び消耗品の例】

項目	品名
試合に係る用具	種目専用の競技用器具(試合球・ゴールポスト・艇・卓球台・ネット・的等)、選手専用ベンチ、競技専用音響機器、専用競技用具置き台、専用ラインカー、ラインテープ、炭酸マグネシウム、試合用組み合わせ表板、選手交代用表示板、選手用テント類、ナンバーカード、ゼッケン 等
判定に係る用具	種目専用判定器具、警告カード、フラッグ、採点用紙、スコアシート、競技専用計量器、競技専用記録用紙、審判台、ホイッスル、審判艇 等
試合進行に係る用具	コートサイドモップ、コートサイドブラシ、検査・検定用器具、検査・検定用ベッド、専用レーキ、得点板、タイム表示板、ストップウォッチ、オーダー用紙、選手用脱衣かご 等

2 運営用備品及び消耗品とは【今回は調査対象外】

運営用備品及び消耗品とは、競技会運営に必要な用具をいう。

【運営用備品及び消耗品の例】

項目	品名
表彰式に係る用具	プラカード、表彰台、表彰盆、表彰状、表彰用人工芝、国旗、県旗、市町旗、競技団体旗、トロフィー置台、白布、白手袋、掲揚ポール 等
競技記録・成績に係る用具	競技記録用複写機、競技記録用速報箱、競技記録用消耗品、パソコン、プリンター、バインダー、FAX、筆記用具、コピー機、電卓、記録用キャビネット、記録集計用紙、採点集計用紙 等
救護に係る用具	医療用器具、医薬品、担架、救命具、爪きり、救助艇、コールドスプレー、救急用ベッド、テーピングテープ 等
放送・通信に係る用具	放送器具、ハンドマイク、有線・無線電話、トランシーバー 等

競技会場整備に係る用具	テント、机、椅子、一輪車、石灰入れ、石灰、にがり、リヤカー、芝刈機、スポンジ、ロープ、ローラー、塩化カルシウム、散水ホース、グラウンドシート、スコップ、電気掃除機、整備用砂、砂袋、ほうき、ちりとり 等
案内・掲示に係る用具	各種案内板、各種掲示板、会場表示板、成績表示板、各種組合せ板、チーム表示板、選手交代数字板、マットNo.表示板 等
その他	大会運営用消耗品、腕章、雨具、カメラ、用具修理工具類、ビデオカメラ、バッテリー、モニターテレビ、ハンマー、やかん、リボン、灰皿、バケツ、石鹸、タオル 等

3 競技用と運営用の区別が不明確な備品及び消耗品例について

用具名	競技用に区分	運営用に区分
掲示板	▽主として競技中の選手・監督のために使用されるもの ・スコアボード的に使用される掲示板、得点表示板 等	▽競技会場の不特定多数の者を対象に使用されるもの ・各種案内板、成績表示板、各種組合せ板 等
机・椅子	▽競技独自の指定のものが必要な場合 ・審判台、コートベンチ、相撲選手用座席 等	▽通常使用する会議用机、折りたたみ椅子等で対応可能な場合
巻尺	▽競技記録、審判上の計測に使用する場合	▽コートの設営や仮設物の設置など、その他の計測に使用する場合
時計	▽記録計測や試合時間の計時用の時計	▽単に時刻を示すための時計
放送・拡声器	▽競技に不可欠な音楽、音声を流すための音響装置 ・シンクロ、体操用音響装置 等	▽会場案内連絡用の放送、拡声装置
カメラ・ビデオカメラ	▽競技の記録判定に必要とする場合 ・写真判定装置、ビデオ判定用	▽単に記録用のもの

※ 基本的に、選手・審判が直接使うもの、無いと競技ができない・始められない・進行できないもの、試合中にコート内・コート周辺に備えてある用具を「競技用」とする。
なお、詳細はヒアリングにて確認する。